

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

# 指導監査等における指摘事項について

監査指導課

# 令和5年度指導監査について

## **(1) 指導監査等を行った障害福祉サービス**

**居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、施設入所支援**

## **(2) 指導監査等を行った期間**

**令和5年4月～令和6年3月**

# 運営指導において指摘が多かった事項 (令和5年度)

法定代理受領に係る通知を  
行っていなかった

居宅

就A

就B

- 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る給付費の総額を通知すること
- 利用者負担額が0円の利用者についても、通知が必要

# 法令遵守責任者の届出漏れ

- 変更があった場合は、速やかに障害保健福祉推進室に届け出ること

# 管理者又はサービス提供責任者の 変更届の届出漏れ

居宅 重度

- 管理者及びサービス提供責任者(サービス管理責任者)に変更が生じた場合は、変更日から10日以内に障害保健福祉推進室に届出を行うこと。

# サービス提供記録に具体的内容が記載されていなかった

- 利用者の心身の状況、利用者に対する支援員の指導内容等

## 管理者及びサ責(サビ管)の責務

居宅 行動 就B

- 管理者は従業員に対し、運営基準を遵守するよう必要な指揮命令を行い、業務管理を一元的に行うこと。
- サービス提供責任者及びサービス管理責任者の責務  
→個別支援計画の作成の他、従業者に対する技術指導や助言 等

# 行動援護に係る支援計画シートが作成されていなかった

行動

- 利用者全員に係る支援計画シートの作成が必要
- 作成されていない場合、支援計画シート未作成減算に該当

# 個別支援計画作成に係る手順及び記録の不備

居宅

重度

就A

就B

- 説明及び交付ができていない場合、作成していないものと同じ
- 適切なアセスメントを行い、原案を作成→担当者会議の開催
- 個別支援計画の見直し・変更・モニタリング等

# 工賃規程が作成されていなかった

就B

- 就労継続支援B型事業所が利用者に工賃を支払う際の根拠
- 一月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

# 欠席時対応加算の記録について

- 利用を中止した日の前々日、前日又は当日に連絡があった場合
- 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」

→ 電話等により、当該利用者の状況を確認し、引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること

# 報酬単価の算定誤り

就A

就B

- **就労継続支援A型**の場合(スコア点を基に算定)
  - 新規指定の場合、初年度は「評価点80点以上105点未満」の場合であるとみなして報酬算定を行う。
  - ※ただし、年度途中で指定された事業所の場合は、初年度及び2年度目が「評価点80点以上105点未満」とみなして算定する。
- **就労継続支援B型**の場合(平均工賃月額を基に算定)
  - (※就労継続支援B型サービス費(I)(II)(III)の場合)
  - 新規指定の場合、初年度の1年間は「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなして報酬算定を行う。
  - ※ただし、年度途中で指定された事業所の場合は、初年度及び2年度目の1年間が「平均工賃月額が10,000円未満」とみなして算定する。

# 定員超過利用減算について

## 【対象となるサービス】

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型

### ○ 一日当たりの利用実績による定員超過減算の取扱い

（例：定員50人以下の場合）

→ 1日の利用者数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に当該一日について利用者全員につき減算となる

### ○ 過去3か月間の利用実績による定員超過減算の取扱い

→ 直近の過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員の開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該一月間について利用者全員につき減算となる

# 身体拘束等の禁止について

## 【対象となるサービス】

居宅介護等、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援 等

- 身体拘束適正化のための指針の整備
  - 必要な項目を盛り込み、身体拘束適正化のための基本方針を示す
- 身体拘束適正化を検討する委員会の開催
  - 1年に1回以上開催すること。
- 身体拘束適正化のための研修の開催
  - 1年に1回以上開催すること。
- 身体拘束を行う場合は必要な内容を記録すること
  - 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。



# 就労継続支援A型に係る スコア表の公表について

就A

## ○ 様式2-2も公表が必要

→ 様式2-1だけでなく、様式2-2も公表すること

## ■ 公表方法について(※令和6年度から)

原則「障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト」において公表するとともに、事業所のホームページ等における公表も可能な限り実施すること

## ○ 算出根拠となる資料について

→ スコアを算出する際の根拠となる資料等を常備しておくこと。

「厚生労働大臣の定める  
事項及び評価方法  
の留意事項について」

令和3年3月30日障発  
0330第5号厚生労働省社会  
・援護局障害保健福祉部長  
通知)  
(令和6年3月29日最終改正)

# その他の指摘事項

## ○健康診断

- ・従業員の健康診断については年1回実施し、その記録について事業所で5年間保存すること

## ○運営規程・重要事項説明書・契約書

- ・日付の記載漏れ（重説、契約書）
- ・利用者に負担いただく費用の種類等について、運営規程と重要事項説明書の記載が整合しない。
- ・第三者評価の受診の有無の記載がない（重説）

## ○2人介護について

- ・2人介護を行うにあたっては、必要性を検討したうえ、支援を行う場合は、個別支援計画に位置付けること。